

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁			
0620010	旅券申請受付・交付事務川口市バスポートセンター特区	旅券法第2条第5号及び同法第3条第3項	一般旅券の申請先として住所又は居所の所在地を管轄する都道府県としている。		本市は、平成19年4月1日から埼玉県「知事の特例に属する事柄に関する条例」に基づき、一般旅券の申請受理・交付等について権限移譲を受け、川口市バスポートセンターで事務を実施しているが、申請できるのは本市の住民に限られていることから、近隣の住民についても旅券の申請・交付ができるようにするものである。また、これ併せて、本市バスポートセンターにおいて、住民基本台帳ネットワークシステムによる住民票の確認を可能にするものである。	川口市が権限移譲を受けた旅券事務は、地方自治法第2条第2項に基づき処理しているが、近隣の住民は近くに川口市バスポートセンターがあるにもかかわらず、遠方の大宮のバスポートセンターへ行かなければならない状況であり、川口市バスポートセンターで申請は出来ないのかとの問い合わせが多く寄せられている。このため、県南地区の中心に位置し、交通の便がよい川口市バスポートセンターで近隣の住民も申請等ができるようにすることで、広く住民の利便性の向上に寄与するとともに、より多くの方々が川口市へ来ることで、駅周辺地域の活性化とにぎわいの創出につなげるものである。	D		提案主体からの提議法令に旅券法が引用されていないことからわかるとおり、旅券事務が都道府県から市町村に再委託された場合であっても、同一都道府県内に所在する他の市町村の住民からの旅券申請を制限する規定は旅券法には存在せず、運用も、特例の支障のない限り、これに従うべきと見做すため。										1 0 3 4 0 1 0	川口市	埼玉県	総務省 外務省		
0620020	外国人に関する年金制度の見直し	社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定等、社会保険協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び厚生年金保険法の特例等に関する法律等	<社会保険協定の締結等の状況> 社会保険協定については、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス及びカナダとの間で発効済み、オーストラリア、オランダ及びチエコの間に署名済みである。また、現在、スペイン及びイタリアとの間で政府間交渉中であり、アイルランド、ハンガリー、スウェーデン及びスイスとの間では当局間協議を行っているところ。さらに、ルクセンブルクとの間では、2008年1月に両国実務者間で社会保険制度に関する情報交換を行ったところである。 <脱退一時金制度の現状> 当省としてコメントする立場にない。		外国人研究者等の年金加入期間が満了されるよう、日本と母国との間の社会保険協定締結国を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさずに帰国する場合の脱退一時金について、在留期間5年の納付期間に対応した支給を行う。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が盛んに行われている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。外国人研究者に加入が義務付けられている年金についても、その脱退一時金の支払いに際して見直し要望があることから、社会保険協定対象国の拡大を求めるとともに、脱退一時金支給の見直しを行うことにより、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由 社会保険協定により年金の二重加入等の問題の解決が図られてきているが、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさずに帰国する場合の脱退一時金について、取扱いの格差をなくすため、単急に当該協定の締結をお願いしたい。 また、外国人研究者に対しては、受給資格を満たさない場合に脱退一時金の請求が可能であるが、保険料納付期間が3年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3年以上では一定額しか支給されない。脱退一時金は納付した保険料の一部を払い戻す趣旨であり、保険料を多く納めた人に見合う額を返還する必要があると考えられるため、在留期間の上限の5年に合わせ、年金保険の脱退一時金についても5年までの納付期間に対応した支払いを可能としていただきたい。	C	I	<社会保険協定の締結について> 社会保険協定は、我が国と締結相手国との間で、外国人研究者を含む人々の往来を促進するとの意義を有している。今後ともかかる観点に基づき、協定締結に向けた取組を一層促進していくこととする。 社会保険協定締結については、相手国の社会保険制度における社会保険料の負担の程度、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的な要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保険制度の違いなどを総合的に考慮した上で、優先度の高い国から順次交渉を行っている。なお、ご指摘のあったロシア、ポーランドとは、現時点において、社会保険協定の締結に向けた具体的な予定はない。 右の提案主体からの要望について前向きに検討されたい。			外国人研究者の受け入れ環境を整えるために、ロシアやポーランドを含む多数の国との早期の社会保険協定の締結をお願いしたい。									1 0 4 7 0 1 0	兵庫県、たつの市、上郡町、役用町	兵庫県	外務省 厚生労働省